



第81期 定時株主総会 招集ご通知

●開催日時

平成27年6月24日（水曜日）午前10時

●開催場所

東京都港区海岸一丁目11番2号

ホテルアジュール竹芝 13階 飛鳥の間

●目次

| | |
|---------------------|----|
| 第81期定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| インターネットによる議決権行使のご案内 | 3 |
| 添付書類 | |
| 事業報告 | 4 |
| 連結計算書類 | 17 |
| 計算書類 | 20 |
| 監査報告書 | 23 |
| 株主総会参考書類 | 29 |

シナネン株式会社

証券コード：8132

証券コード 8132
平成27年6月3日

株 主 各 位

東京都港区海岸一丁目4番22号
シナノン株式会社
取締役社長 崎 村 忠 士

第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を使用することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2ページから3ページまでのご案内に従って、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番2号
ホテルアジュール竹芝 13階 飛鳥の間
(末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第81期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第81期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役1名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

【当日ご出席いただく場合】

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

「インターネットによる議決権行使のご案内」（3ページ）をご高覧のうえ、議決権行使サイトにアクセスしていただき、平成27年6月23日（火曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

5. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
- (2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) インターネットで複数回、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

以 上

◎当日代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

◎連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.sinanen.com>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sinanen.com>) に掲載いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使することが可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片下に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力してください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.it-soukai.com/>

- (2) 行使期限は平成27年6月23日（火曜日）午後5時30分までであり、同期限までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。また、インターネットで複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は、株主様のご負担となります。
- （ご注意）
- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお問い合わせすることはございません。
 - ・パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
 - ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

株主名簿管理人 みずほ信託銀行 証券代行部

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524**（平日9:00～21:00）
- (2) 上記(1)以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日9:00～17:00）

以上

（ご参考）

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(自 平成26年 4月 1日)
(至 平成27年 3月 31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、政府や日本銀行の各種政策推進の効果によって、株価の上昇や企業収益の改善が見られるなど、緩やかな回復基調が続きました。一方、消費税率引き上げ等による消費者マインドの低下、円安の影響を受けた輸入物価の上昇等により、個人消費に関してはまだ弱さが見られました。

国内エネルギー業界においては、シェール革命の進行、欧州・中国の景気減速の影響、OPECの生産量維持の方針等により平成26年9月から原油価格が急激に下落し、国内の石油製品価格も低下したため多大な在庫評価損が発生しました。また、定着した節約志向の影響は大きく、依然として需要は低迷し、当社及びグループ企業にとって厳しい経営環境が続きました。

そのような状況の中、当社及びグループ企業は中期3ヵ年計画「第三の創業2016」の1年目となる当期において、「機動的な販売店支援と事業領域の拡大」「総合エネルギーサービス事業の推進体制の拡充」「海外事業展開の拡大」を掲げ、それぞれの成長領域への経営資源配分を進めました。

その結果、当期の業績については、売上高は2,813億円（前期比9.3%減）、営業利益は17億円（前期比0.9%増）、経常利益は26億円（前期比4.6%増）、当期純利益は14億円（前期比124.1%増）となりました。

セグメント別の事業の経過及び成果は以下のとおりです。

当期より次世代エネルギーの取り組み、電力小売販売の拡大に加え、法人向け省エネ・節電・環境・防災視点での総合エネルギーサービス事業を積極的に推進するため、ソリューション事業本部を新設しました。それに伴い、報告セグメントを従来の「エネルギー卸売及び周辺事業」、「エネルギー小売及び周辺事業」及び「グローバル事業」の3区分から、「ソリューション事業」を加えた4区分に変更しています。

なお、従来「エネルギー卸売及び周辺事業」に含まれていた大口需要家向けの石油製品、LPガス等の販売については、法人向けの総合エネルギーサービス事業であるため、「ソリューション事業」に含めて表示しています。

エネルギー卸売及び周辺事業においては、新たにチーム制を導入し、経営相談や技能研修等の販売店支援並びに太陽光発電やエネファーム等の積極的な取扱いを推進しました。また、物流部における物流効率化推進はコスト削減に寄与しました。しかし、LPガス及び石油製品価格の急落に伴う在庫評価損が発生し、収益面は前期を大幅に下回りました。

以上の結果、当期におけるエネルギー卸売及び周辺事業の売上高は1,537億円（前期比12.5%減）、営業利益は1.2億円（前期比81.1%減）となりました。

エネルギー小売及び周辺事業においては、L P ガス顧客基盤の拡大や顧客接点強化、また期初から販売管理費の圧縮に取り組んだ効果により収益は好調に推移しました。また、太陽光発電システムや省エネ機器の導入促進等のエネルギーベストミックスを提案する「総合エネルギーサービスショップ」への取組みも、計画通り推進しました。

以上の結果、当期におけるエネルギー小売及び周辺事業の売上高は227億円（前期比6.0%減）、営業利益は16億円（前期比56.6%増）となりました。

グローバル事業において、株式会社シナネンゼオミックは引き続き海外企業との取引を拡大したことにより、業績は大きく伸長しました。また、青葉自転車販売株式会社の業績は総利益率の向上により前期比で改善しました。リサイクル事業の品川開発株式会社は木質系産業廃棄物処理業から総合産業廃棄物処理業への進出を図るため、東京都内に新たに廃棄物処理施設を購入しました。

以上の結果、当期におけるグローバル事業の売上高は71億円（前期比8.6%減）、営業利益は1.5億円（前期は営業損失4千万円）となりました。

ソリューション事業においては、法人向け省エネ・節電・環境・防災視点での総合エネルギーサービス事業を計画通り推進しました。また、電源開発並びに電力小売事業においては、群馬県及び静岡県でのメガソーラー発電所の開所並びに茨城県での太陽光発電所の分譲販売を推進する一方、電力小売販売の一層の拡大を図り、官公庁や学校施設への電力供給を開始しました。しかし、セグメント内売上高構成比の大きい石油製品価格が大幅に下落したため、売上高は前期を下回りました。

以上の結果、当期におけるソリューション事業の売上高は963億円（前期比4.6%減）、営業利益は4.9億円（前期比6.9%増）となりました。

その他の事業においては、埼玉県で介護付有料老人ホーム及び賃貸マンションの建設に着工しました。また海外では、ブラジルでの固形燃料事業参入に向け、工場の建設と原料となるC A P I Mの栽培を開始しました。

事業セグメント別売上高

| セグメントの名称 | 売上高 | 構成比 | 前期比増減率 |
|---------------|---------|--------|---------|
| エネルギー卸売及び周辺事業 | 153,797 | 54.7 % | △12.5 % |
| エネルギー小売及び周辺事業 | 22,741 | 8.1 | △6.0 |
| グローバル事業 | 7,160 | 2.5 | △8.6 |
| ソリューション事業 | 96,341 | 34.2 | △4.6 |
| その他の | 1,333 | 0.5 | 5.0 |
| 合計 | 281,375 | 100 % | △9.3 % |

(2) 設備投資等の状況

当期中に実施した設備投資の総額は31億円であり、その主なものは次のとおりです。

- ・太陽光発電設備（群馬県利根郡、静岡県伊豆の国市、石川県珠洲市（建設中））
- ・産業廃棄物処理施設（東京都江東区）
- ・介護付有料老人ホーム、賃貸マンション（埼玉県川口市（建設中））
- ・灯油センター及び灯油ショップの新設、改修工事

(3) 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループのコア事業であるエネルギーの卸・小売事業を取り巻く環境は、平成28年以降に予定される電力・ガス全面自由化を機に、正に百年に一度の「エネルギー構造変革の時代」を迎えることとなります。CO₂削減、エネルギーコスト上昇、節約・エコ志向による消費量減少等により既存の化石燃料事業には逆風が吹く一方で、再生可能エネルギーのさらなる普及促進や電力小売分野における省エネルギー・節電・環境・防災に関連した新たなサービス事業も生まれています。こうした環境変化に対応し、グループビジョンを実現するため、当社グループは純粋持株会社体制への移行等の組織再編を進め、平成26年よりスタートした中期経営計画「第三の創業2016」に基づき、以下の諸施策に取り組んでまいります。

① グループ再編について

各事業における権限の委譲及び責任体制の明確化と、より一層の経営判断の迅速化を図り、機動的かつ柔軟な経営を可能にするグループ運営体制を構築するため、平成27年10月1日(予定)より純粋持株会社体制へと移行します。事業会社の再編は平成27年4月1日と10月1日の2段階で行い、エネルギー卸・小売事業（以下、「BtoC事業」）については4事業会社、石油卸売事業・ソリューション事業（以下、「BtoB事業」）については1事業会社、非エネルギー及び海外事業については4事業会社の体制とし、9事業会社が持株会社体制の中核を形成します。

② 各事業の施策について

当社及びグループ企業は事業別のセグメントを下記の通りに改め、種々の施策を実施してまいります。

(i) BtoC事業

エネルギーと住まいと暮らしのサービスを創造するミライフブランドを中心に、グループ各社・各店が地域ナンバーワンになることを目指してまいります。そのために卸売事業においては、機動的な販売店支援体制の構築を推進し、さらにコスト競争力を強化するため、同業他社との提携を含めた物流の効率化及び新基幹システム活用による間接業務の合理化等を早急に進めてまいります。小売事業においては、LPガスをはじめとする顧客基盤の拡大と顧客接点強化を推進してまいります。また、卸・小

売事業共通の施策として、省エネ・発電機器等を含むエネルギーベストミックスの提案、さらにはライフスタイルの変化に対応したリフォーム事業と暮らしのサポートを展開してまいります。

(ii) BtoB事業

既存の石油事業については、経営資源を再構築し、卸売機能の強化と効率化を推進してまいります。また、次世代エネルギー事業及びソリューション事業への取り組みを強化します。具体的には、電力小売販売の拡大に加え、法人向け総合エネルギーサービス事業を、将来の中核事業と位置付け、推進してまいります。特に、空調を中心とした設備改善事業を積極的に展開してまいります。

(iii) 非エネルギー及び海外事業

抗菌事業においては、海外の成長市場での展開を図り、事業拡大に取り組みます。リサイクル事業においては、千葉リサイクルセンターの産廃集荷ネットワークを拡大するとともに、新たに投資した産業廃棄物処理施設を基に、総合産業廃棄物処理業へと事業拡大を図ります。自転車事業においては、輸入事業と国内販売事業を統合し、最適なバリューチェーンを創造します。また、自転車小売チェーン「ダイシャリン」の店舗数増大と商品構成の見直しによる販売基盤の強化を推進してまいります。

さらに、共通の課題として、安全管理、コンプライアンスの重視、地球環境への配慮等企業の社会的責任に対する考えをグループ全体に浸透させてまいります。

以上、株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成23年度 第78期 | 平成24年度 第79期 | 平成25年度 第80期 | 平成26年度 第81期(当期) |
|-------------|----------------|----------------|----------------|--------------------|
| 売 上 高 | 272,050 | 274,027 | 310,102 | 281,375 |
| 経 常 利 益 | 3,241 | 3,005 | 2,513 | 2,629 |
| 当 期 純 利 益 | 1,569 | 1,142 | 635 | 1,423 |
| 1株当たりの当期純利益 | 24.20円 | 17.94円 | 9.94円 | 22.21円 |
| 総 資 産 | 84,077 | 86,668 | 95,870 | 89,322 |
| 純 資 産 | 45,339 | 46,011 | 45,880 | 47,075 |
| 1株当たりの純資産額 | 713.40円 | 720.98円 | 716.25円 | 733.66円 |

(6) 重要な子会社の状況 (平成27年3月31日現在)

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|---------------|-------|---------|----------------|
| | 百万円 | % | |
| ミライフ株式会社 | 300 | 100.00 | 各種燃料小売 |
| 品川ハイネン株式会社 | 96 | 100.00 | 各種燃料仕入販売 |
| ミライフ東北株式会社 | 95 | 100.00 | 各種燃料小売 |
| ミライフ中部株式会社 | 20 | 100.00 | 各種燃料小売 |
| シナネン石油株式会社 | 98 | 100.00 | ガソリンスタンド 経営 |
| 株式会社シナネンゼオミック | 50 | 100.00 | 抗菌剤製造販売 |

(注) 平成27年4月1日にミライフ東北株式会社はミライフ東日本株式会社、ミライフ中部株式会社はミライフ関西株式会社と合併してミライフ西日本株式会社、それぞれ社名変更しました。

(7) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

| 事業区分 | 事業内容 |
|---------------|---|
| エネルギー卸売及び周辺事業 | 石油製品・L P ガス等の各種燃料、石油・ガス器具及び生活物資等の小売業者等への販売事業、ガソリンスタンド・オートガスタンドの経営、固形燃料の製造販売事業 |
| エネルギー小売及び周辺事業 | 都市ガスの供給、L P ガス等の小売販売事業及び家庭用エネルギーの周辺事業としての空調・電気設備・水回り・リフォーム等の各事業 |
| グローバル事業 | 抗菌事業、バイオマス事業、リサイクル事業、自転車等の輸入販売事業、住宅設備関連事業等 |
| ソリューション事業 | 大口需要家向け石油製品、L P ガス販売事業、太陽光発電システムの販売事業、電源開発及び電力小売業、並びに周辺サービス事業 |
| その他 | L P ガスの保安及びL P ガス等の配送業務、コンピュータシステムのサービス事業等 |

(8) 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

| | | | |
|-------|---|--|--|
| 当 社 | 本 社 | 東京都港区海岸一丁目4番22号 | |
| | 支 店 | 関西支店 中部支店 首都圏南支店 首都圏東支店 首都圏中央支店 埼玉支店 茨城支店 北関東支店 福島支店 南東北支店 北東北支店 奥羽支店 | 大阪府大阪市 愛知県名古屋市 神奈川県横浜市 千葉県富里市 埼玉県北葛飾郡松伏町 埼玉県白岡市 茨城県水戸市 栃木県下野市 福島県郡山市 宮城県仙台市 岩手県盛岡市 青森県弘前市 |
| 子 会 社 | ミライフ株式会社 品川ハイネン株式会社 ミライフ東北株式会社 ミライフ中部株式会社 シナネン石油株式会社 株式会社シナネンゼオミック | 本社 本社 本社 本社 本社 本社 | 埼玉県北葛飾郡松伏町 石川県金沢市 宮城県仙台市 愛知県名古屋市 東京都港区 愛知県名古屋市 |

(注) 平成27年4月1日にミライフ東北株式会社はミライフ東日本株式会社、ミライフ中部株式会社はミライフ関西株式会社と合併してミライフ西日本株式会社、それぞれ社名変更いたしました。

(9) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 比 増 減 |
|---------------|-------------|
| 1,477名 (721名) | 23名減 (20名減) |

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 371名 | 2名減 | 42.3歳 | 18.0年 |

(注) 1. 従業員数は就業人員数（他社への出向者を除き、他社からの出向者を含む）を記載しています。
 2. 平均年齢、平均勤続年数は、他社からの出向者を除いて計算しています。

(10) 主要な借入先 (平成27年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|------------|-------|
| 株式会社三井住友銀行 | 3,264 |
| 株式会社みずほ銀行 | 3,249 |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、純粋持株会社体制への移行(平成27年10月1日予定)に向けて、平成27年4月1日をもって以下のとおりグループの組織再編を実施しました。

- ① 中部以西の地域において、ミライフ関西株式会社、ミライフ中部株式会社、ミライフ四国株式会社、ミライフ福岡株式会社及びマツバ産業株式会社の5社は、ミライフ関西株式会社を存続会社とする吸収合併を行いました。また、同地域における当社のBtoC事業をミライフ関西株式会社に承継し、同社社名をミライフ西日本株式会社に変更しました。
- ② 関東地域において、ミライフ株式会社、関東エネポート株式会社、東京無煙燃料株式会社、長野シナネン販売株式会社及び常陸太田ガス株式会社の5社は、ミライフ株式会社を存続会社とする吸収合併を行いました。また、同地域における当社のBtoC事業をミライフ株式会社に承継しました。
- ③ 北海道及び東北地域において、ミライフ東北株式会社、ミライフ・シナネン北海道株式会社、株式会社管洋商店及び有限会社野澤建設の4社は、ミライフ東北株式会社を存続会社とする吸収合併を行いました。また、同地域における当社のBtoC事業をミライフ東北株式会社に承継し、同社社名をミライフ東日本株式会社に変更しました。
- ④ 当社の自転車輸入・販売事業を青葉自転車販売株式会社に承継するとともに、同社社名をシナネンサイクル株式会社に社名変更しました。
- ⑤ 当社100%出資のシナネン分割準備会社株式会社を設立しました。なお、平成27年10月1日(予定)に当社のBtoB事業を同社に承継し、同社社名をシナネン株式会社(予定)に変更します。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 237,603,000株
- (2) 発行済株式の総数 64,938,986株（自己株式10,813,972株を除く）
- (3) 株主数 5,376名
- (4) 大株主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-------------------------|--------|---------|
| | 千株 | % |
| 伊藤忠エネクス株式会社 | 10,520 | 16.20 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 4,200 | 6.46 |
| コスモ石油株式会社 | 3,945 | 6.07 |
| シナネン取引先持株会 | 2,464 | 3.79 |
| 出光興産株式会社 | 2,369 | 3.64 |
| シナネン従業員持株会 | 1,319 | 2.03 |
| 株式会社三井住友銀行 | 1,303 | 2.00 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 1,199 | 1.84 |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | 1,194 | 1.83 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 1,170 | 1.80 |

- (注) 1. 当社は自己株式10,813,972株を保有していますが、上記大株主からは除外しています。なお、自己株式（10,813,972株）には、当社グループ従業員への「株式給付信託（従業員持株会処分型）」に係る株式（788,000株）を含んでおりません。
2. 持株比率は、自己株式（10,813,972株）を控除して計算しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|----------------|---------|--|
| 代表取締役社長 | 崎 村 忠 士 | |
| 常務取締役 | 平 岡 哲 美 | ＣＣＯ兼管理本部長 |
| 常務取締役 | 増 田 哲 彦 | グローバル事業本部長 |
| 常務取締役 | 大 入 康 永 | 営業本部長 |
| 取 締 役 | 五十嵐 卓 | ミライフ事業本部長 |
| 取 締 役 | 横 尾 英 男 | 首都圏南支店長 |
| 取 締 役 | 清 水 直 樹 | 財務経理部長 |
| 取 締 役 | 飯 濱 照 夫 | 営業本部副本部長 |
| 取 締 役 | 田 口 政 人 | ソリューション事業本部長 |
| 取 締 役 | 重 森 豊 | 株式会社ワイズトータルサポート代表取締役社長 大和ハウス工業株式会社社外取締役 |
| 監 査 役 (常 勤) | 藤 井 敏 彦 | |
| 監 査 役 (常 勤) | 夢 野 裕 之 | |
| 監 査 役 | 塩 津 務 | 塩津法律事務所 代表 弁護士 |
| 監 査 役 | 斎 藤 昌 治 | 斎藤昌治公認会計士事務所 代表 公認会計士 |

- (注) 1. 取締役重森 豊氏は社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出しています。
 2. 監査役夢野裕之氏、塩津 務氏及び斎藤昌治氏は社外監査役です。
 3. 監査役斎藤昌治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有しています。
 4. 監査役斎藤昌治氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出しています。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分 | 支 給 員 数 | 報 酬 等 の 額 |
|-----------------|----------|----------------|
| 取 締 役 (う ち 社 外) | 12名 (1名) | 157百万円 (4百万円) |
| 監 査 役 (う ち 社 外) | 5名 (4名) | 49百万円 (30百万円) |
| 合 計 (う ち 社 外) | 17名 (5名) | 207百万円 (35百万円) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成8年6月27日開催の第62期定時株主総会において月額23百万円以内（ただし、使用人分の給与は含まない）と決議されています。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第60期定時株主総会において月額6百万円以内と決議されています。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- ② 社外役員の子な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主 な 活 動 内 容 |
|-------|---------|--|
| 取 締 役 | 重 森 豊 | 当社取締役就任以降に開催された取締役会15回のうち13回に出席し、豊富なビジネス経験・見識を基に発言を行っています。 |
| 監 査 役 | 夢 野 裕 之 | 当社監査役就任以降に開催された取締役会15回すべてに出席し、また、監査役就任以降に開催された監査役会8回すべてに出席し、エネルギー業界における豊富な経験と高い見識を基に発言を行っています。 |
| 監 査 役 | 塩 津 務 | 当期開催の取締役会20回すべてに出席し、また、監査役会9回すべてに出席し、弁護士としての専門的知見を基に発言を行っています。 |
| 監 査 役 | 斎 藤 昌 治 | 当期開催の取締役会20回すべてに出席し、また、監査役会9回すべてに出席し、公認会計士としての専門的知見を基に発言を行っています。 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結しています。

4. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人
- (2) 当事業年度に係る報酬等の額

| | 支 払 額 |
|---|-------|
| ① 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 54百万円 |
| ② 上記①の合計額のうち公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額 | 54百万円 |
| ③ 上記②の合計額のうち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額 | 54百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、③の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しています。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの構築の基本方針について、下記のとおり決議しております。

(1) 取締役/使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は企業行動憲章及びコンプライアンス規程を制定し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とする。
- ② 当社はチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員長は、当社及びグループ企業のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、研修等を実施する。また、管理部門及び営業部門の担当役員を各部門のコンプライアンスに関する最高責任者とし、支社、支店及びグループ企業(以下支社等という)の長をコンプライアンス責任者とする。コンプライアンス責任者は、担当する支社等の固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。この他、内部通報制度として社内相談窓口及び外部弁護士相談窓口を設け、コンプライアンスに関わる情報の確保に努める。
- ③ 取締役及びコンプライアンス責任者は、コンプライアンス上の問題を発見した時は、速やかにコンプライアンス委員長に報告する。報告・通報を受けたコンプライアンス委員長はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議のうえ決定し、当社グループに再発防止策を実施させる。特に重要な問題はコンプライアンス委員会で審議するとともに、取締役会、監査役会に報告する。
- ④ コンプライアンス委員長と監査役会は定期的に会合を持ち、情報交換に努める。
- ⑤ コンプライアンス委員長は、従業員の法令・定款違反行為については人事部に就業規則及びコンプライアンス規程に基づく処分を求め、取締役の法令・定款違反については取締役会に報告する。
- ⑥ 当社は、反社会的勢力との関係はコンプライアンス違反であると認識し、その取引等は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、文書統括管理者に総務法務部長を任命し、当社の文書管理を統括せしめる。文書統括管理者は文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。

取締役及び監査役は文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業遂行におけるリスクを明らかにし、的確なリスク管理を行うため、リスク管理規程を制定し、次のとおり定める。

- ① 当社は、取締役会規程または経営会議規程等に基づき戦略的リスクを管理する。
- ② 当社は、会社を運営するうえで発生または遭遇するリスクに対して組織規程による各職制がそれぞれに与えられた権限と責任に応じて管理する。
- ③ 内部統制室は、原則として監査計画に基づき、リスク管理の状況について監査し、社長に報告する。
- ④ 当社は、リスク管理能力の向上を図るためリスクマネジメント委員会を設置し、その委員長は社長が指名する。リスクマネジメント委員会は当社及びグループ企業のリスク及びリスク管理状況のたな卸しを行い、必要に応じてリスク管理能力の向上を図る方法及びリスクを減少させる方法を社長に提案する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役の職務の執行の効率化を図るため、次の方策を実施する。

- ① 職務権限及び意思決定ルールを明確にするため、職務権限規程及び決裁規程を整備する。
- ② 役付取締役を構成員とする経営会議の設置
- ③ 取締役会による経営計画の策定、経営計画に基づく部門毎の業績目標と予算の設定、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- ④ 取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は事業会社管理規程及び事業会社決裁規程を制定し、グループ全体と当社の調整を図るとともに、グループ企業の重要事項の決定に際し当社に承認または報告を求めるものとする。また、必要事項についてはコンプライアンス委員会の審査を経るものとする。
- ② 内部統制室はグループ企業に対し内部監査を実施する。
- ③ 当社はグループ企業との情報交換を深めるとともに、グループ監査役間の連携をサポートする。

- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- ① 内部統制室は、監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。
 - ② 監査役 of 職務を補助するため、内部統制室の従業員一名を監査役の事務局兼任とし、監査役の指示によりその職務を行う。
- (7) **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ① 監査役との協議により行う内部統制室の内部監査は、取締役の指揮命令を受けない。
 - ② 監査役 of 補助を行う者の人事については、監査役会 of 同意を得なければならない。
- (8) **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制**
1. 取締役は監査役会に対し、次に定める事項を報告するものとする。
 - ① 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ② 毎月の経営状況として重要な事項
 - ③ 内部統制室監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ④ 重大な法令・定款違反
 - ⑤ 内部通報制度 of 通報状況及び内容
 - ⑥ その他コンプライアンス上重要な事項
 2. 従業員は前項①及び④に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告できるものとする。
- (9) **その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- 監査役会は、代表取締役社長及び役付取締役並びに会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。
- (10) **財務報告 of 適正性を確保するための体制**
- 当社グループは経理規程その他社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告 of 適正性を確保するための社内体制 of 充実を図る。
- (注) 上記には当事業年度中 of 体制を記載していますが、「会社法 of 一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等 of 一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月30日開催 of 当社取締役会 of 決議により内容を一部改定しています。なお、改定内容は、当社グループ of 業務 of 適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループ of 現状に即した見直し並びに法令 of 改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更であり、改定後の体制は東京証券取引所及び当社ウェブサイトにおいて開示しています。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------------|---------------|----------------------|---------------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 産 | 54,298 | 流 動 負 債 | 33,267 |
| 現金及び預金 | 22,102 | 支払手形及び買掛金 | 18,433 |
| 受取手形及び売掛金 | 24,317 | 短期借入金 | 8,284 |
| 商品及び製品 | 5,135 | 未払金 | 1,389 |
| 仕掛品 | 50 | リース債務 | 280 |
| 原材料及び貯蔵品 | 58 | 未払法人税等 | 647 |
| 繰延税金資産 | 507 | 未払消費税等 | 551 |
| その他 | 2,178 | 賞与引当金 | 980 |
| 貸倒引当金 | △52 | 災害損失引当金 | 51 |
| | | その他 | 2,648 |
| 固 定 資 産 | 35,023 | 固 定 負 債 | 8,978 |
| 有 形 固 定 資 産 | 22,747 | 長期借入金 | 2,182 |
| 建物及び構築物 | 6,475 | リース債務 | 1,020 |
| 機械装置及び運搬具 | 3,041 | 繰延税金負債 | 717 |
| 土地 | 10,968 | 役員退職慰労引当金 | 96 |
| リース資産 | 1,052 | 退職給付に係る負債 | 3,113 |
| 建設仮勘定 | 853 | 長期預り保証金 | 741 |
| その他 | 356 | 資産除去債務 | 548 |
| | | その他 | 558 |
| 無 形 固 定 資 産 | 2,047 | 負 債 合 計 | 42,246 |
| のれん | 352 | (純 資 産 の 部) | |
| その他 | 1,695 | 株 主 資 本 | 45,599 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 10,228 | 資本金 | 15,630 |
| 投資有価証券 | 7,050 | 資本剰余金 | 11,638 |
| 長期貸付金 | 301 | 利益剰余金 | 24,437 |
| 長期前払費用 | 924 | 自己株式 | △6,107 |
| 繰延税金資産 | 154 | その他の包括利益累計額 | 1,466 |
| その他 | 2,382 | その他有価証券評価差額金 | 1,796 |
| 貸倒引当金 | △585 | 繰延ヘッジ損益 | 0 |
| | | 為替換算調整勘定 | 80 |
| 資 産 合 計 | 89,322 | 退職給付に係る調整累計額 | △411 |
| | | 少数株主持分 | 10 |
| | | 純 資 産 合 計 | 47,075 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 89,322 |

連結損益計算書

(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|----------------|-------|---------|
| 売上高 | | 281,375 |
| 売上原価 | | 253,238 |
| 売上総利益 | | 28,136 |
| 販売費及び一般管理費 | | 26,433 |
| 営業利益 | | 1,703 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 302 | |
| その他の | 902 | 1,204 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 52 | |
| 持分法による投資損失 | 96 | |
| その他の | 130 | 279 |
| 経常利益 | | 2,629 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 12 | |
| 持分変動利益 | 1 | 14 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 1 | |
| 固定資産除却損 | 133 | |
| 減損損失 | 84 | |
| 投資有価証券評価損 | 1 | |
| 組織再編費用 | 39 | 260 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 2,382 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,004 | |
| 法人税等調整額 | △44 | 959 |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | | 1,423 |
| 少数株主損失 | | △0 |
| 当期純利益 | | 1,423 |

連結株主資本等変動計算書

(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成26年4月1日 残高 | 15,630 | 11,662 | 23,972 | △6,202 | 45,062 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | | | 1 | | 1 |
| 会計方針の変更を 反映した当期首残高 | 15,630 | 11,662 | 23,974 | △6,202 | 45,063 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △959 | | △959 |
| 当期純利益 | | | 1,423 | | 1,423 |
| 自己株式の処分 | | △23 | | 105 | 81 |
| 自己株式の取得 | | | | △10 | △10 |
| 株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | - | △23 | 463 | 95 | 535 |
| 平成27年3月31日 残高 | 15,630 | 11,638 | 24,437 | △6,107 | 45,599 |

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | | | 少数株主持分 | 純資産合計 |
|-------------------------------|-----------------------|-------------|------------|------------------|-------------------|--------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 為替換 算勘定 | 退職給付に 係る調整累計額 | その他の包括 利益累計額合計 | | |
| 平成26年4月1日 残高 | 1,075 | △0 | 89 | △399 | 765 | 52 | 45,880 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | | | | | | | 1 |
| 会計方針の変更を 反映した当期首残高 | 1,075 | △0 | 89 | △399 | 765 | 52 | 45,882 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △959 |
| 当期純利益 | | | | | | | 1,423 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | 81 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △10 |
| 株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額) | 721 | 0 | △9 | △11 | 700 | △42 | 658 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 721 | 0 | △9 | △11 | 700 | △42 | 1,193 |
| 平成27年3月31日 残高 | 1,796 | 0 | 80 | △411 | 1,466 | 10 | 47,075 |

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 44,454 | 流動負債 | 30,154 |
| 現金及び預金 | 15,929 | 買掛金 | 17,338 |
| 受取手形金 | 498 | 短期借入金 | 6,264 |
| 売掛金 | 21,316 | リース債務 | 54 |
| 商品及び製品 | 3,546 | 未払金 | 835 |
| 前渡金 | 463 | 未払費用 | 675 |
| 前払費用 | 106 | 未払法人税等 | 63 |
| 繰延税金資産 | 211 | 未払事業所税 | 10 |
| 短期貸付金 | 68 | 未払消費税等 | 106 |
| 関係会社短期貸付金 | 1,342 | 前受金 | 445 |
| 未収入金 | 811 | 預り金 | 3,850 |
| その他引当金 | 199 | 賞与引当金 | 456 |
| 貸倒引当金 | △41 | 災害損失引当金 | 51 |
| 固定資産 | 30,775 | その他 | 0 |
| 有形固定資産 | 15,274 | 固定負債 | 4,855 |
| 建物 | 3,821 | 長期借入金 | 449 |
| 構築物 | 1,021 | リース債務 | 121 |
| 機械及び装置 | 869 | 繰延税金負債 | 622 |
| 車両及び運搬具 | 20 | 退職給付引当金 | 1,932 |
| 工具器具及び備品 | 89 | 関係会社支援損失引当金 | 500 |
| 土地 | 8,737 | 預り保証金 | 702 |
| リース資産 | 86 | 資産除去債務 | 472 |
| 建設仮勘定 | 628 | その他 | 54 |
| 無形固定資産 | 1,055 | 負債合計 | 35,010 |
| 借地権 | 60 | (純資産の部) | |
| 商標 | 2 | 株主資本 | 38,495 |
| ソフトウェア | 955 | 資本金 | 15,630 |
| 電話加入権 | 35 | 資本剰余金 | 11,639 |
| その他 | 0 | 資本準備金 | 3,907 |
| 投資その他の資産 | 14,444 | その他資本剰余金 | 7,731 |
| 投資有価証券 | 6,622 | 利益剰余金 | 17,333 |
| 関係会社株式 | 5,868 | その他利益剰余金 | 17,333 |
| 出資金 | 7 | 買換資産圧縮積立金 | 1,841 |
| 関係会社出資金 | 10 | 別途積立金 | 13,559 |
| 長期貸付金 | 284 | 繰越利益剰余金 | 1,933 |
| 従業員に対する長期貸付金 | 4 | 自己株式 | △6,107 |
| 関係会社長期貸付金 | 136 | 評価・換算差額等 | 1,723 |
| 破産更生債権等 | 572 | その他有価証券評価差額金 | 1,723 |
| 長期前払費用 | 132 | 純資産合計 | 40,219 |
| 差入保証金 | 375 | 負債純資産合計 | 75,229 |
| 保険積立金 | 777 | | |
| 敷金の他 | 197 | | |
| 貸倒引当金 | △601 | | |
| 資産合計 | 75,229 | | |

損 益 計 算 書

(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------------------|-----|---------|
| 売 上 高 | | 254,694 |
| 売 上 原 価 | | 240,683 |
| 売 上 総 利 益 | | 14,011 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 14,307 |
| 営 業 損 失 | | △296 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 424 | |
| そ の 他 | 976 | 1,400 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 24 | |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 22 | |
| そ の 他 | 49 | 95 |
| 経 常 利 益 | | 1,008 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 4 | |
| 関 係 会 社 清 算 益 | 111 | 116 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 92 | |
| 減 損 損 失 | 27 | |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損 | 120 | |
| 関 係 会 社 支 援 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 145 | |
| 組 織 再 編 費 用 | 39 | |
| そ の 他 | 1 | 425 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 698 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 163 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 48 | 211 |
| 当 期 純 利 益 | | 487 |

株主資本等変動計算書

(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---------|-----------|-------|---------------|-----------|-------------------|---------|-----------------|-----------|--------|--------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | | | 利 益 剰 余 金 | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資 準 備 | 本 金 | そ の 他 資 剰 余 金 | 資 剰 余 金 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | | 利 剰 余 金 計 | | |
| | | | | | | 買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 | 別 積 立 金 | 途 繰 越 利 益 剰 余 金 | | | |
| 平成26年4月1日 残高 | 15,630 | 3,907 | 7,755 | 11,662 | 1,770 | 13,559 | 2,473 | 17,804 | △6,202 | 38,894 | |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | 1 | 1 | | 1 | |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 15,630 | 3,907 | 7,755 | 11,662 | 1,770 | 13,559 | 2,475 | 17,805 | △6,202 | 38,896 | |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △959 | △959 | | △959 | |
| 買換資産圧縮積立金の取崩 | | | | | △16 | | 16 | | | | |
| 税率変更に伴う買換資産圧縮積立金の増加額 | | | | | 86 | | △86 | | | | |
| 当期純利益 | | | | | | | 487 | 487 | | 487 | |
| 自己株式の処分 | | | △23 | △23 | | | | | | 105 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | | △10 | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | △23 | △23 | 70 | - | △542 | △472 | 95 | △400 | |
| 平成27年3月31日 残高 | 15,630 | 3,907 | 7,731 | 11,639 | 1,841 | 13,559 | 1,933 | 17,333 | △6,107 | 38,495 | |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|------------------|---------|------------------------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | |
| 平成26年4月1日 残高 | 1,034 | △0 | 1,034 | 39,929 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | 1 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 1,034 | △0 | 1,034 | 39,931 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △959 |
| 買換資産圧縮積立金の取崩 | | | | - |
| 税率変更に伴う買換資産圧縮積立金の増加額 | | | | - |
| 当期純利益 | | | | 487 |
| 自己株式の処分 | | | | 81 |
| 自己株式の取得 | | | | △10 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 688 | 0 | 688 | 688 |
| 事業年度中の変動額合計 | 688 | 0 | 688 | 288 |
| 平成27年3月31日 残高 | 1,723 | - | 1,723 | 40,219 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

シ ナ ネ ン 株 式 会 社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 坂田 純孝 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 宮下 毅 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シナネン株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シナネン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年4月1日付で、重要な子会社の設立及び会社分割を実施した。また連結子会社間で吸収合併を実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

シ ナ ネ ン 株 式 会 社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂 田 純 孝 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 宮 下 毅 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シナネン株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年4月1日付で、重要な子会社の設立及び会社分割を実施した。また連結子会社間で吸収合併を実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針及び監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月18日

シナネン株式会社 監査役会

常勤監査役 藤井敏彦 ㊟

常勤監査役 夢野裕之 ㊟

監査役 塩津務 ㊟

監査役 齋藤昌治 ㊟

(注) 監査役夢野裕之、塩津 務及び齋藤昌治は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要政策と位置づけ、成長への投資活動、財政状況、利益水準などを総合的に勘案して、安定的に配当を行うことを基本方針としております。上記方針に基づき、当期の期末配当は、1株当たり15円とさせていただきますと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は974,084,790円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月25日（木曜日）といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 持株会社体制への移行に伴い、平成27年10月1日をもって、当社の商号を「シナネン株式会社」から「シナネンホールディングス株式会社」に変更するものであります。

また、事業目的を持株会社としての経営管理等に変更するものであります。

(2) 平成27年5月1日施行の改正会社法において、定款の定めにより業務執行を行わない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが認められることに伴い、業務執行しない取締役や監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第28条（取締役の一部責任免除）及び第36条（監査役の一部責任免除）の一部を変更するものであります。

なお、取締役の一部責任免除の規定（第28条）の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現行定款 | 変更後 |
|---|---|
| <p>第1条（商号） 本会社はシナネン株式会社と称する。</p> <p>2. 英文では <u>SINANEN CO.,LTD.</u> と表示する。</p> | <p>第1条（商号） 本会社はシナネンホールディングス株式会社と称する。</p> <p>2. 英文では <u>SINANEN HOLDINGS CO.,LTD.</u> と表示する。</p> |
| <p>第2条（目的） 本会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～29. (条文省略)</p> | <p>第2条（目的） 本会社は、次の事業を営むこと、並びに、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国法人の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。</p> <p>1.～29. (現行どおり)</p> |

| 現行定款 | 変更後 |
|---|---|
| <p>第3条～第27条 (条文省略)</p> <p>第28条 (取締役の一部責任免除) (第1項 条文省略)</p> | <p>第3条～第27条 (現行どおり)</p> <p>第28条 (取締役の一部責任免除) (現行どおり)</p> |
| <p>2.本社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> | <p>2.本社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> |
| <p>第29条～第35条 (条文省略)</p> <p>第36条 (監査役の一部責任免除) (第1項 条文省略)</p> | <p>第29条～第35条 (現行どおり)</p> <p>第36条 (監査役の一部責任免除) (現行どおり)</p> |
| <p>2.本社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> | <p>2.本社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> |
| <p>第37条～第41条 (条文省略)</p> | <p>第37条～第41条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p><u>第1条(商号)及び第2条(目的)の規定の変更は、平成27年10月1日をもって効力を生ずるものとし、同日をもって本附則を削除する。</u></p> |

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役増田哲彦、大入康永、飯濱照夫の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、取締役五十嵐卓、横尾英男の両氏は、本総会終結の時をもって辞任することとなりました。つきましては、持株会社体制への移行に伴う組織再編により4名減員し、取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

(※：新任候補者)

| 氏名 生 年 月 日 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---------------------------------------|--|------------|
| ※ たなかまさひと 田中 正 人 昭和35年4月18日生 | 昭和60年4月 当社入社 平成22年4月 当社経営企画部長 平成23年7月 当社執行役員経営企画部長 平成27年4月 当社執行役員人事総務部長（現在） | 6,000株 |

(注) 候補者田中正人氏と当社間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役藤井敏彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 生年月日 | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|--------------------|---|------------|
| 藤井敏彦 昭和30年4月9日生 | 昭和54年4月 当社入社 平成18年4月 当社情報システム部長 平成22年4月 品川開発株式会社出向 同社代表取締役社長 平成23年4月 当社管理本部長補佐 平成23年6月 当社監査役（現在） | 12,000株 |

- (注) 1. 候補者藤井敏彦氏と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者藤井敏彦氏が選任された場合、「第2号議案 定款一部変更の件」が承認可決されることを条件に、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内

東京都港区海岸一丁目11番2号
ホテルアジュール竹芝 13階 飛鳥の間



- 最寄駅** J R 山手線及び京浜東北線 浜松町駅 北口より徒歩7分
東京臨海新交通(ゆりかもめ) 竹芝駅より徒歩1分
地下鉄 都営浅草線・都営大江戸線 大門駅B1出口より徒歩8分
東京モノレール 浜松町駅 北口より徒歩7分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。